

教職員の服務と研修

章から 章までは、教員としての心構えや学校における教育活動全般にわたり、その目標や定義、指導の在り方、指導の実際や指導上の留意点等について基本とする事柄を述べてきました。ここでは、それらの裏付けとなる根拠や知っておきたい法規を記します。

1 教職員の服務

(1) 教職員の服務制度

服務の意義 服務とは、公務員たる地位に基づき、職務上又は職務外において公務員に課せられている規律に服する義務のことをいう。

服務の根本基準 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
(地公法第 30 条)

身分と服務監督 参考：憲法第 15 条第 2 項、教基法第 6 条第 2 項
公立学校の教職員は、地方公共団体の教育活動に従事する公務員であり、その者の勤務する学校を設置する地方公共団体の公務員である。したがって、府立学校の教職員は府の公務員であり、市町村立学校の教職員は市町村の公務員である。

参考：教特法第 3 条、地教行法第 30 条、第 31 条、第 35 条
市町村立学校に勤務する教職員で、その給与が府によって負担され、その任命権が府教育委員会に属している者(以下「府費負担教職員」という。)についても、身分はその者の勤務する学校を設置している市町村の職員であることに変わりはない。

参考：地公法第 24 条、地教行法第 42 条、第 43 条第 1 項
教職員の服務監督を行うのは、府立学校教職員については府教育委員会、府費負担教職員については当該教職員の身分の属する市町村の教育委員会であるが、直接には当該教職員の属する学校の校長が行う。

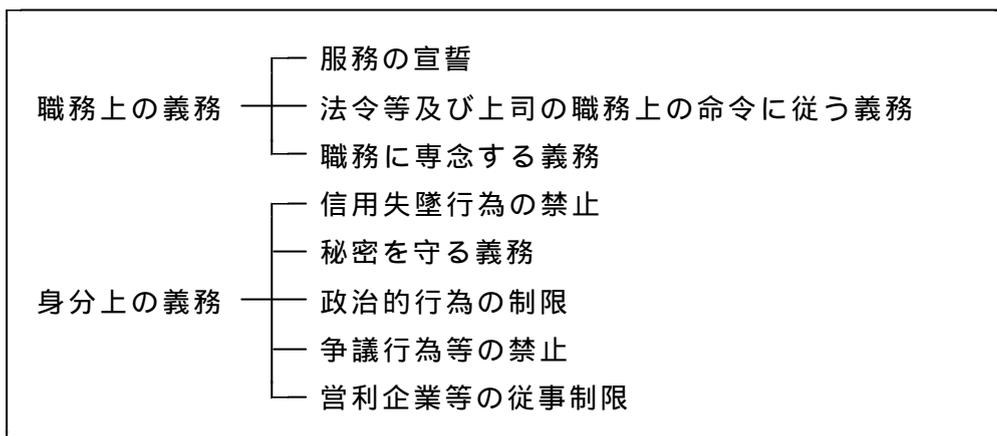
参考：地教行法第 43 条
学教法第 28 条第 3 項
学教法準用規定第 40 条、第 51 条、第 76 条

教職員の服務に係る適用法令 公立学校の教職員は地方公務員であるから、地方公務員法の服務の規定が適用される。さらに、教育公務員については職務の特殊性から教育公務員特例法で政治的行為の制限、兼職及び他の事業等の従事などについての特例が定められている。また、府立学校の教職員については京都府立学校職員服務

規程、市町村立学校の府費負担教職員については各市町村教育委員会において服務規程が制定されている。服務規程においては、日常の服務の取扱いや具体的な手続きに関することが体系的に定められており、日々、これを守ることが義務付けられている。

(2) 服務義務の種類と内容

教職員の服務義務は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の遂行の有無にかかわらず教職員たる身分を有する限り当然に守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。



ア 職務上の義務

服務の宣誓

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
(地公法第 31 条)

法令や上司の職務命令に従う義務

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
(地公法第 32 条)

参考：地教行法第 43 条第 2 項

職務命令の意味

職務命令は、上司から部下の職員に対して発する命令で、職員の職務の遂行についての命令のほか、職務の遂行に関連して必要な身分上の命令を含む。

職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
(地公法第 35 条)

イ 身分上の義務

信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
(地公法第 33 条)

秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
(地公法第 34 条第 1 項)

「秘密」とは、一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものである。

政治的行為の制限

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

職員は、公選による公職の候補者となることができない。

職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(国公法第 102 条)

教職員も国民の一人として思想の自由、表現の自由は保障されている。しかし、教育公務員の政治活動については、公教育に携わる教員の職務の性格上、他の公務員に比べ、強い制限が加えられている。

地方公務員については、職務の公正を維持し、教育行政の公正を図り、地域住民に対する悪影響を避けるため、地公法第 36 条により一定の政治的行為が禁止されている。

公立学校の教育公務員については、その職務と責任の特殊性にかんがみ、地公法第 36 条は適用されず、国立学校の教育公務員と同様に、国公法第 102 条及び同条に基づく人事院規則により、強い制限が加えられている。

公務員の立候補及び選挙運動には、公選法による規制がある。

義務教育の政治的中立性を確保するために、特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動が禁止されている。

参考：教基法第 8 条、地公法第 36 条、教特法第 21 条の 4、公選法第 136 条の 2、第 137 条、人事院規則 14 - 7、中確法第 3 条

争議行為等の禁止

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
(地公法第 37 条第 1 項)

営利企業等の従事制限

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
(地公法第 38 条第 1 項)

教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと認められる場合に限り任命権者の承認を得て従事することができる。
参考：教特法第 21 条第 1 項

2 教職員の研修

教職員の研修は、職務として出張を命じられて受ける場合のほか、校長の承認を得て、職務専念義務を免除されて受けられる研修もある。基本は校内における研修であり、例えば、校内の研究会(全校、学年別、教科別、分掌別等)など、全教職員が学校の共通した課題解決を目指し、計画的、組織的に展開される場で研修を積むことが大切である。なお、教職員は、自らが課題をもって行う研修が必要であることは言うまでもないが、様々な形で研修の機会と場が与えられているので、自己の職務の重要性を認識して、積極的に研修に参加する必要がある。

地方公務員の研修

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。
前項の研修は、任命権者が行うものとする。
(地公法第 39 条第 1 項第 2 項)

教育公務員の研修

教育公務員については、教特法で次のように規定している。

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。(教特法第 19 条第 1 項)

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

(教特法第 20 条第 1 項)

小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から 1 年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。(教特法第 20 条の 2 第 1 項)

小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間(私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情のある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。

(教特法第 20 条の 3 第 1 項)

府費負担教職員の 研修

府費負担教職員については、地教行法で次のように規定されている。

府費負担教職員の研修は、地方公務員法第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、市町村教育委員会も行うことができる。(地教行法第 45 条第 1 項)

これらの法の規定を受けて、各種の研修の機会と場が設定されている。

京都府教育委員会が実施する研修

京都府総合教育センターが実施する研修

市町村教育委員会が実施する研修

職務と直接関係がある研究会

特に、京都府の教育機関である京都府総合教育センターの行う研修は、次のような内容で構成されている。

基本研修

経験年数別研修.....初任者・新規採用者研修講座など

職能別研修.....新任部長・主任講座など

専門研修

教科別研修

領域別研修

職能別研修

特別研修

課題研修

特設研修

関係法令の略記

教育基本法	教 基 法
学校教育法	学 教 法
地方公務員法	地 公 法
国家公務員法	国 公 法
教育公務員特例法	教 特 法
公職選挙法	公 選 法
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地 教 行 法
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	中 確 法

(その他の服務等については、京都府教育関係例規集を参照のこと)